

津島市の給与・定員管理等について

市職員の給与は地方自治法、地方公務員法等の定めに基づき、市の条例、規則により定められています。今回はその状況を公表します。

令和6年4月1日の数値は、令和6年の地方公務員給与実態調査・地方公共団体定員管理調査に基づくものです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

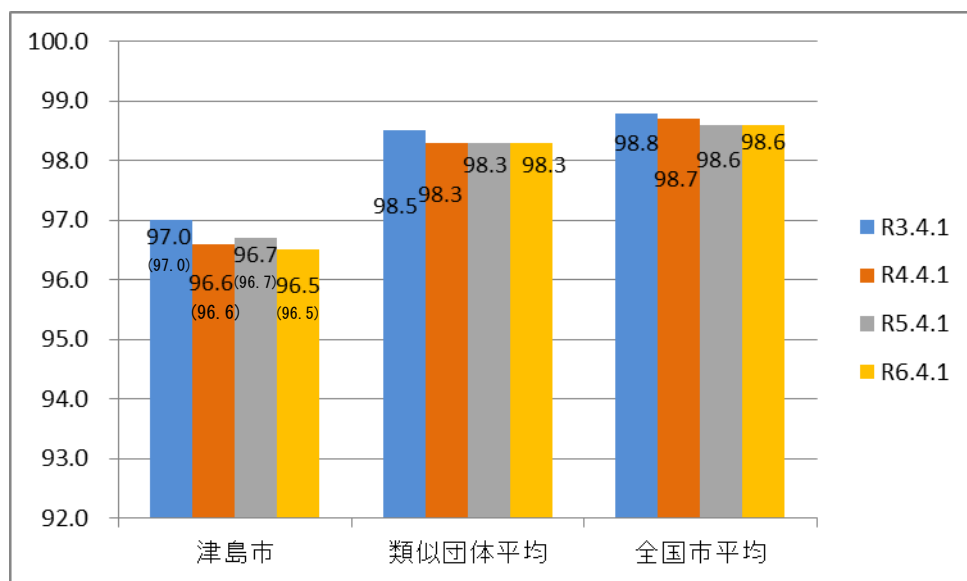
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 60,129	千円 24,256,787	千円 1,231,953	千円 3,626,522	% 15.0	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)令和4年度 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 418	千円 1,459,219	千円 318,058	千円 607,214	千円 2,384,491	千円 5,705	千円 5,899

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 人件費については、特別職及び教育長に支給される給料、報酬等を含む。
4 職員給与費については、特別職及び教育長を含まない。
5 職員給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準6%に対し、津島市においても6%を支給。												
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%。												
給与改定後は、平成27年4月に遡及して5%、平成28年4月1日時点は6%を支給												
(参考)												
	平成 26年度	各年度の支給割合										
		平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及改 定後									
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
津島市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

住居手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 28 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

特記事項無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津島市	42.9歳	314,300円	394,726円	355,120円
愛知県	41.5歳	324,046円	430,566円	377,192円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		津島市	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	207,300円	196,200円
	高 校 卒	170,900円	175,000円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,417円	－円	－円	406,117 円
	高 校 卒	－円	－円	－円	343,200 円

(注) 個人が特定されるものについては公表していません（2 人以下の項目）

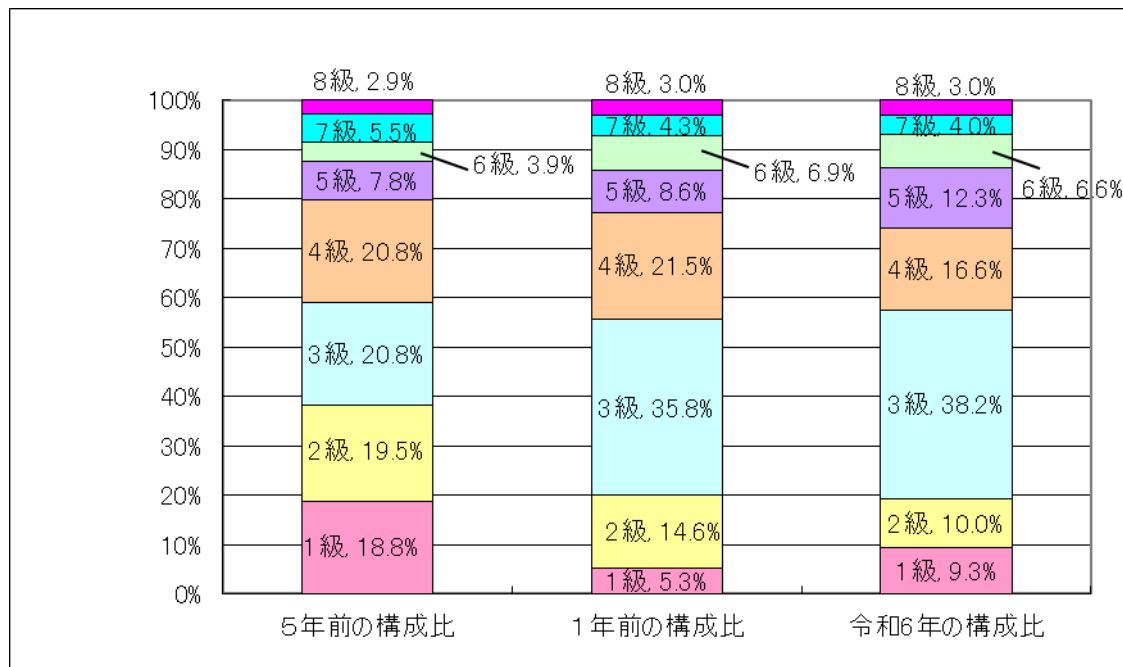
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

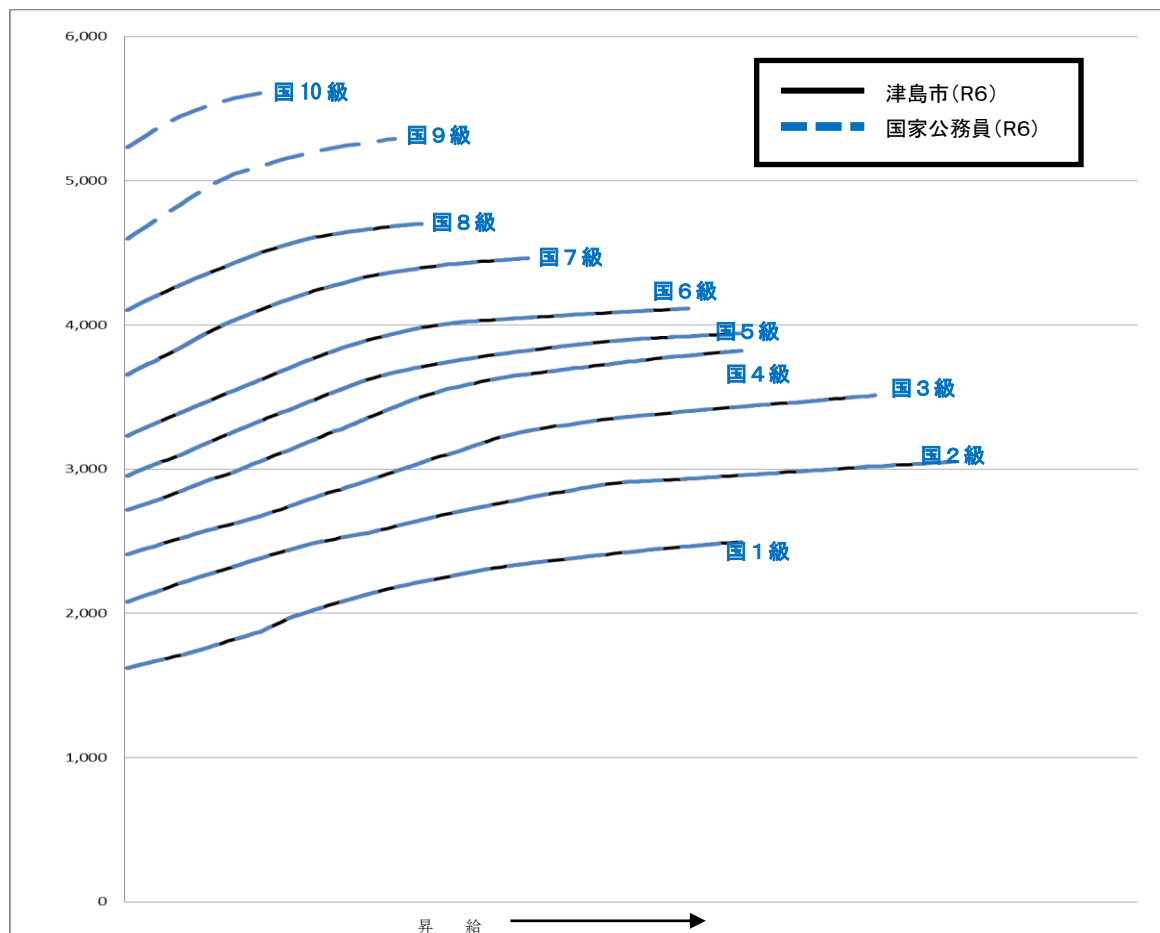
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
1 級	主事・技師	28人	9.3%	162,100円	249,400円
2 級	主事（相困）・技師（相困）	30人	10.0%	208,000円	305,200円
3 級	主査	115人	38.2%	240,900円	351,000円
4 級	統括主任・主任主査	50人	16.6%	271,600円	382,000円
5 級	補佐	37人	12.3%	295,400円	394,000円

6 級	課長・主幹	20人	6.6 %	323,100円	411,300円
7 級	次長・課長（相困）	12人	4.0%	365,500円	446,200円
8 級	部長	9人	3.0%	410,300円	470,000円

- （注） 1 津島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（津島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津島市	愛知県	国
1人あたり平均支給額(令和5年度) 1,339千円	1人あたり平均支給額(令和5年度) 1,784千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(3～20%) 管理職加算(4～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%) 管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（津島市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

	標準の成績率のみ（一律）			
ロ．人事評価を活用していない				
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

津島市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	1,273千円	19,747千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			86,807千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			218,658円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	6%	397人	6%
医師	16%	72人	16%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6,842千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		70,532円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		23.2%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の患者（保菌者）の住宅及び付近一帯の消毒作業の業務	1回300円
危険手当	一般行政職・技能労務職	道路上で従事する現業業務	日額140円
市税徴収手当	税務職	常時市税の徴収業務	日額140円
税務調査手当	税務職	土地、家屋、所得、償却資産等の調査業務	日額140円
不快手当	一般行政職・技能労務職	塵芥の収集及び処理に伴う業務	日額1,000円
火葬業務手当	一般行政職・技能労務職	斎場に従事する職員	日額1,000円
運転手当	一般行政職・技能労務職	自動車の運転業務	日額140円
現業員手当	一般行政職	福祉課の現業業務	日額80円
消防手当	消防職	消防吏員	日額80円

火災等出動手当	消防職	火災・その他災害の警戒のための出動	1回 450 円
機関員出動手当	消防職	火災・その他災害及び救急、救助のための消防車両の運転業務	1回 100 円
救急出動手当	消防職	救急、救助のための出動（気管挿管を行うことのできる救急救命士の場合）	1回 450 円
		救急、救助のための出動（薬剤投与を行うことのできる救急救命士の場合）	1回 350 円
		救急、救助のための出動（その他の救急救命士の場合）	1回 300 円
		救急、救助のための出動（救急救命士以外の場合）	1回 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	92,907 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	227 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	105,687 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	266 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （令和 5 年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 10,000 円 ・ 父母等 6,500 円 ・ 15 歳に達し最初の 4 月 1 日から 22 歳に達し最初の 3 月 31 日までの子（1 人につき） 5,000 円加算	同 じ		39,737 千円	239,379 円
住居手当	(1) 借家・借間 ・ 基礎控除額 16,000 円 ・ 全額支給額 11,000 円 ・ 1/2 加算限度額 17,000 円 （最高支給限度額 28,000 円） (2) 持家 0 円	同 じ		21,845 千円	287,437 円
通勤手当	(1) 交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円 (2) 交通用具利用者 通勤距離に応じて 2,000 円～31,600 円	同 じ		20,845 千円	63,550 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに支給 41,600円～75,200円	異なる	支給区分 支給額	34,708千円	738,460円
休日勤務	祝日法による休日及び年末年始の休日勤務 ・勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ		972千円	97,214円
夜間勤務手当	午後10時～午前5時勤務 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		6,498千円	124,965円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	909,000 円 (909,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,061,000 円／593,400 円
	副 市 区 町 村 長	764,000 円 (764,000 円)	885,000 円／ 547,600 円
報 酬	議 長	483,000 円	737,000 円／ 372,000 円
	副 議 長	443,000 円	653,000 円／ 294,000 円
	議 員	419,000 円	591,000 円／ 266,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
	副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 18,180,000 円 (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×350/100	10,696,000 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

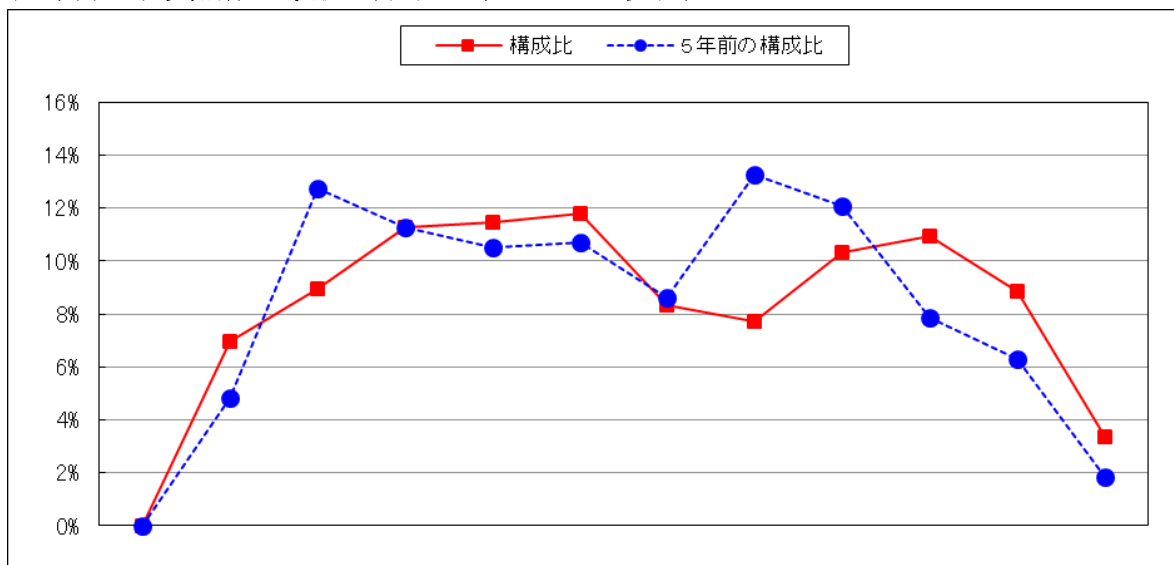
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 会 計 部 門	議 会	5	5	0	欠員不補充 業務増による増
		総 務	87	86	▲1	
		税 務	25	27	2	
		農 林 水 産	3	3	0	欠員不補充 欠員補充 欠員補充 業務減による減
		商 工	8	7	▲1	
		土 木	29	30	1	
		民 生	83	85	2	
		衛 生	52	51	▲1	
		計	292	294	2	<参考>人口1万当たり職員数 49.00 人

	教 育 部 門	31	34	3	業務増による増
	消 防 部 門	77	78	1	欠員補充
	小 計	400	406	6	〈参考〉人口1万当たり職員数 67.67 人
会 公 計 営 部 企 門 業 等 門	病 院	488	492	4	経営強化による増
	水 道	11	10	▲1	下水動へ異動
	下 水	8	9	1	水道から異動
	そ の 他	43	42	▲1	民生へ異動
	小 計	550	553	3	
合 計		950 [1, 357]	959 [1, 357]	9	〈参考〉人口1万当たり職員数 159.83 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	67	86	108	110	113	80	74	99	105	85	32	959

(注) 特別職及び教育長を含まない。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	300	303	313	311	292	294	▲6(▲2.04%)
教育	34	33	32	30	31	34	0(0.00%)
消防	74	75	77	77	77	78	4(5.13%)
普通会計計	408	411	422	418	400	406	▲2(▲0.49%)

公営企業等会計計	611	547	554	537	550	553	▲58(▲10.5%)
総合計	1,019	958	976	955	950	959	▲60(▲6.26%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。